

令和8年度幼稚園・小学校・中学校定期監査実施計画

1 計画の目的

岸和田市監査基準（令和2年3月17日監告示第7号）第13条第1項の規定により策定した令和8年度岸和田市監査等実施方針に基づき、令和8年度に岸和田市の監査委員が行う小学校、中学校及び幼稚園に係る定期監査の実施に関し、必要な事項を定める。

2 監査等の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査。

なお、必要があると認める場合は、同条第2項の規定に基づき、行政事務の執行についても監査を実施することがある。

3 監査の対象

(1) 対象事務：令和7年度学校園事務事業（前年度）

(2) 対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

(3) 対象学校園

幼稚園：岸城幼稚園、浜幼稚園、天神山幼稚園

小学校：中央小学校、城内小学校、浜小学校、東光小学校、天神山小学校、太田小学校

中学校：岸城中学校、光陽中学校、土生中学校

4 監査の着眼点

(1) 共通事項

① 配当予算の執行状況

② 物品購入（修理）契約締結何事務

③ 現金、切手等の管理状況

④ 校具（園具）等の管理、保全及び備品台帳の整備状況

(2) 監査対象別

① 小・中学校

理科実験に使用する化学薬品等の保管・管理状況

② 幼稚園

一時預かり事業保護者負担金の徴収、納入及び関係文書の整備状況

5 各学校園の個別の調査事項

前年度の指摘事項やその他各学校園における注意を要する事項、新規事業、課題のある事業等について、特に今年度調査する必要がある事項を個別の独自の調査事項とする。

6 監査の主な実施手続

監査の実施手続の選択については、主として次の実施手続によるものとする。

(1) 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する「実査」

- (2) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (3) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (4) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (5) 事実の存否又は問題点等について監査対象部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

7 定期監査の基本的な実施方法

- (1) 実施通知
おおむね監査実施日の2か月前に教育委員会（総務課）に文書で通知する。
- (2) 局内協議
事務局が事前調査をするに当たり、各担当の役割分担や調査事項等について局内で協議し、確認する。
- (3) 事前調査
監査対象学校園から提出された監査資料をもとに予算執行額等の確認や使用帳簿類の点検を行う。
- (4) 局内協議
書類等調査後、監査対象学校園のヒアリングを行う前に、監査事務局としての統一した見解を確認する。
- (5) ヒアリング
上記の点検等での疑問点については、監査対象学校園の職員に対してヒアリングを行う。また、備品等の現物確認等、必要に応じて現地調査を実施する。
- (6) 局内協議
 - ① 各担当者が、事前調査の内容をとりまとめ、問題点については、指摘事項、注意を要する事項、観察事項に分類した担当者案を提示する。
 - ② 各担当者案について協議し、監査委員への報告内容をまとめる。
- (7) 監査委員へ復命
事前調査の結果を監査事務局としてまとめて監査委員へ復命し、認識を共有する。
- (8) 監査委員監査
各学校園職員による監査資料の説明を受けた後、監査委員から質疑を行い、疑問点等を糺すとともに、事務局からの報告内容についての事実確認や対象学校園の見解を聴取する。なお、各学校園の施設の管理状況等について、監査委員が現地で検分することがある。
- (9) 監査委員協議
監査での質疑応答等を踏まえ、「指摘事項」とするのか、「注意を要する事項」とするのか、「観察事項」とするのかを協議し、決定する。
- (10) 監査結果の報告
監査終了後、速やかに監査結果報告書を取りまとめ、議会、市長、教育委員会への報

告及び公表を行う。（おおむね20日以内）

(1) 監査調書を整理する。

8 監査の実施場所、日程及び事務分担

(1) 実施場所

監査委員室 ※実施場所は変更することがある。

(2) 日程及び事務分担

令和8年度岸和田市監査等年間計画のとおり

9 監査結果の学校園への周知等

(1) 指摘事項又は注意を要する事項に該当した学校園に対しては、監査結果報告（写）を送付する。その他の学校園（監査対象外の学校園を含む）に対しても、教育委員会（総務課）に監査結果の周知を依頼する。

(2) 指摘事項に対する措置状況については、教育委員会（総務課）でとりまとめの上、代表監査委員宛てに報告させるものとする。

10 その他監査の実施上必要と認める事項

必要に応じ別に定める。